

キャプテンス・ミッション 9.地域 / 都道府県協会の活性化

都道府県協会の組織(支部・地区協会 / 市区郡町村協会)機構改革

と

未登録チームの登録推進

**都道府県協会向け 展開資料**

～ 2006 年度以降の取り組みに向けて～

財団法人 日本サッカー協会

CHQ / CHQタスクフォース

[2006 年 3 月 27 日 版]

## はじめに

JFA および都道府県協会では、「都道府県協会の組織（支部・地区協会 / 市区郡町村協会）機構改革と未登録チームの登録推進」の取り組みとして、2004 年 10 月に「CHQ タスクフォース」を立ち上げるとともに、各都道府県協会にて積極的に取り組みを進めてきました。

「組織」と「登録」を 2 本柱とした約 1 年半の取り組みの中で、「CHQ タスクフォース ミーティング」を中心に、「9 地域説明会議（JFA / 都道府県協会）」・「組織に関するアンケート」・「登録に関するアンケート」・「地区協会 / 市区郡町村協会との会議」等を行いました。

「組織」については、都道府県協会の法人化推進や事業充実 / 拡大と併せ、組織体制の整備 / 充実が進んでいる都道府県協会も多く、着実に成果を挙げつつあると言えます。

また、各都道府県内での地区協会 / 市区郡町村協会との連携強化や組織体制の充実・整備の推進・裏付けを目的に、JFA 規程に支部・地区協会 / 市区郡町村協会に関する表記を新たに加えることとしました。

「登録」については、「組織」に関する取り組みに追随する形で、地区協会 / 市区郡町村協会と連携しての取り組みが各都道府県で進んでいますが、「従前から JFA 登録に積極的に取り組んでおり、既に未登録チームが殆ど存在しない」という協会も存在するものの、「既存の JFA 登録を未登録チームにも完全実施するには限界がある」という協会も存在します。

こうした状況を総合的に勘案し、CHQ タスクフォースでは、2006 年度を迎えるにあたり、今後の取り組みについて纏めました。各都道府県協会においては、本内容をご覧頂き、引き続き積極的な活動をお進め頂きたく、宜しく願い申し上げます。

## 組織に関する方針

全ての都道府県協会は、「都道府県協会の組織（支部・地区協会／市区郡町村協会）機構改革と未登録チームの登録推進」（CHQ タスクフォース）の取り組みとして、JFA 策定の組織に関する方針に基づき、下記の取り組み等について、2006年4月より改革を実行することとします（2006年4月以前に取り組みが可能な協会は、適宜前倒しで取り組みを開始）。

### 1. JFA 規程の改訂

- 1) 各都道府県での連携強化や組織体制の充実・整備の推進・裏付けを目的に、JFA 規程に支部・地区協会／市区郡町村協会に関する表記を新たに加え、下記の通り改訂する。  
（下記の下線部分を追記、3/9(木)JFA 理事会・3/26(日)JFA 評議員会にて承認済み）

## JFA 規程 改訂内容

### 第3節 都道府県サッカー協会

#### 第57条〔組織〕

都道府県サッカー協会は、次の機関および組織を保有しなければならない。

(1) 決議機関

(2) 執行機関

(3) 専門委員会（本協会の専門委員会に準じた組織および機能を有すること）

都道府県サッカー協会の名称には、「都」、「道」、「府」または「県」を明示しなければならない。

都道府県サッカー協会は、支部を保有することができる。

都道府県サッカー協会は、原則として、地区／市区郡町村サッカー協会を加盟団体とする。

支部および地区／市区郡町村サッカー協会に関する規定等は、都道府県サッカー協会が別に定めるものとする。

### 2. 都道府県協会の対応

- 1) 地区協会／市区郡町村協会を、正式な加盟団体（支部は同組織）に位置付け、都道府県協会の規定等にその旨を記載する。
- 2) 地区協会／市区郡町村協会に対し、都道府県協会の正式な加盟団体（支部は同組織）であることを地区協会／市区郡町村協会の規定等に記載する様、調整／指導する。
- 3) 支部・地区協会／市区郡町村協会に、事業計画書／報告書・収支予算書／決算書・役員名簿等の提出を義務付ける（支部は同組織）
- 4) 支部・地区協会／市区郡町村協会に、必要に応じ補助金を支給する（支部は同組織）。
- 5) 支部・地区協会／市区郡町村協会より、必要に応じ分担金を徴収することができる（支部は同組織）。

- 6) 支部・地区協会 / 市区郡町村協会との連携に向け、2006 年度「CHQ タスクフォース補助金」を適宜活用し、支部・地区協会 / 市区郡町村協会と下記の事業委託・連携を行う。

競技会 / リーグ戦 / フェスティバル / イベント等の委託・主管

競技会等の公認化(名義主催等) / 競技会等への審判員派遣

審判講習会の開催

指導者講習会の開催

トレセン関連活動

キッズ関連活動(キッズプログラム / エリート教育)

シニア関連活動

情報の伝達・共有

役員・人事の連携

施設の確保・共有・活用(チームへの提供)

未登録チームの登録推進(メリットの提供)

その他

## 登録に関する方針

### 1. 考え方の前提 2005年4月1日「都道府県協会向け展開資料」より抜粋(P.4~5)

「都道府県協会の組織（支部・地区協会／市区郡町村協会）機構改革と未登録チームの登録推進」（CHQ タスクフォース）では、2005年4月1日に展開した「都道府県協会向け展開資料」に記載した下記の内容を前提に、各都道府県での取り組み等を推進してきました。今後の登録に関する方針を考えるにあたり、改めて下記の内容をご確認下さい。

JFA が掲げるビジョン（= JFA が目指す将来像）において「サッカーの普及に努め、スポーツをより身近にすることで、人々が幸せになれる環境を作り上げる」と謳っています。すなわち、より多くの人々にサッカーを愛して頂き、それらの人々により多くのサービスを提供することは、JFA ひいては都道府県協会を含めた日本サッカー界全体の使命であると言えます。

キャプテンズ・ミッションでは、「M9. 地域／都道府県協会の活性化」として、日本サッカーの発展のためのより強固な関係の創造を目指し、地域／都道府県協会とのコミュニケーションの活発化、協働体制の構築、積極的な活動への支援に取り組んできました。また、「M1. JFA メンバーシップ制度の推進」では、より多くの人々に JFA のメンバーとなって頂くことを目指し、メンバーシップの Kategorii の多様化や制度の充実を進めています。

「主に1種(社会人)年代チームの JFA 未登録」については、高校卒業後も大学の同好会や地元の OB チーム等でサッカーをプレーする人々、特に市区郡町村レベルの社会人リーグで日常的にプレーしているチームや選手が多数ある中、それらのチームが JFA 登録をしていないという実態が過去長年に渡り続いてきました。JFA 登録選手数が18歳から19歳にかけて格段に落ち込むデータを見ればこの実態は明らかです。

我々は、そういった日常的にサッカーを楽しんでプレーすること自体を否定する訳ではありません。しかしながら、上記の JFA のビジョンにある通り、そういった人々も含めより多くのサッカーを愛する仲間=サッカーファミリーに対して、より多くのサービスを提供することが我々の目指す所であることも事実です。この実現のためには、女子・シニア・キッズあるいはファン等の様々な Kategorii の人々も含め検討すべきではありますが、既に日常的にプレーをしている未登録チームの方々は、ある意味で JFA のメンバーに最も近い存在であり、JFA から様々なサービスを提案し、そのサービスを提供するためにも、まずは JFA のメンバーとして是非登録して頂きたいと考えています。

なお、本取り組みは、「JFA の登録料収入の増加」を目的としたものではありません。あくまでも、より多くの人々にサッカーファミリーになって頂き、JFA から様々なサービスを提供し、またサッカー界の活動に参画して頂く仲間が増えることを JFA は目指しています。

また、上記2テーマについて、47都道府県全てを全く(100%)同じ仕組みにすることを目的としたものでもありません。各都道府県の実情に応じて様々な取り組み方法が考えられる中で、取り組みの目的等を共有した上で、基本的なモデルを JFA から提示し、具体的な実行手法等の詳細は各都道府県に委ねるというものです。

## 2. 登録に関する方針策定にあたってのポイント

CHQ タスクフォースでは、各都道府県協会での取り組み状況および各都道府県協会にて実施したアンケートの分析等も踏まえ、今後の登録に関する方針の検討を進めてきました。登録に関する方針を策定するにあたり、下記の通りポイントを整理しました。

- ・ より多くの方々をサッカーファミリーとして迎え入れることは、「JFA2005年宣言」・「キャプテンズ・ミッション」に明記されている通り、JFA/都道府県協会にとって最重要テーマの1つである。
- ・ 「サッカー協会」がそもそも「メンバーシップ」制度の上に成り立つ組織であることから、より多くのチーム/選手に登録して頂く様努力し、そのための働きかけ・サービス提供等を行うという基本姿勢は、大前提として必要である。
- ・ JFA登録を大原則として以前から積極的に取り組み、既に未登録チームが殆ど存在しないという都道府県協会も少なからず存在する。その努力に敬意を表すると共に、その事実をしっかりと認識すべきである。
- ・ 都道府県協会/JFAにとって、「登録料収入」は安定的かつ貴重な収入源であり、安定的な活動を行うための「基本財源」の確保という観点からも、現行のチーム/選手登録は重要であり、未登録チームへの対応だけのために、現行のチーム/選手登録制度を安易に崩すべきではなく、現行のチーム/選手登録制度を、引き続き登録における基本原則・柱とすべきである。
- ・ 一方、現行のチーム/選手登録制度という枠組み(登録料・メリット)のみを単純に継続し、それを地区協会/市区郡町村協会の傘下にある未登録チームに強要するだけでは、未登録チームを「迎え入れる」、すなわち「未登録チームの登録推進」という本取り組みの目標の達成が現実的に極めて困難である都道府県が存在することも事実であり、結果的に、本取り組みのそもそもの目的の達成は望めない。
- ・ 地区協会/市区郡町村協会との関係構築をまさに進めており、磐石な連携体制を構築できていない段階の都道府県協会においては、現行のチーム/選手登録制度(登録料・メリット)を強行に強要することが、却って「未登録チームを抱える地区協会/市区郡町村協会との連携強化の阻害要因」になる危険性も存在する。
- ・ これらの状況は、都道府県により実情がそれぞれ異なり、全国統一での対応を行うことが現段階では必ずしも最善の策とは言い難い。

### 3. 登録に関する方針

CHQ タスクフォースでは、上記のポイント等を総合的に勘案し、今後の登録に関する方針を、下記の通り纏めました。

現行のチーム/選手登録制度を大原則とし、今後も登録制度の基本原則・柱として継続する。そして、出来る限り多くのチーム/選手に対し、JFA/都道府県協会登録を引き続き働きかけ、同時に登録メリットの充実に努める。

但し、2006・2007年度の2年間については、「組織」・「登録」の両項目を含めての重点取り組み期間と位置付け、実情に応じて下記に取り組む。

[都道府県協会]

- 地区/市区郡町村協会との連携体制の整備・充実
- 登録チーム/選手等への登録メリットの充実
- 未登録チーム/選手へのJFA/都道府県協会登録の積極的な働きかけ
- 未登録チーム/選手との関係構築のための試行措置（詳細は各都道府県協会に委ねる）

未登録チーム/選手への「都道府県止まり」・「地区止まり」・「市区郡町村止まり」等の登録/エントリーの試行【必要な都道府県のみ】

JFAメンバーシップ制度における「チーム/選手」以外の、「ファン登録(仮称・準備中)」・「JFAフットサル個人登録」等の活用【必要な都道府県のみ】

[JFA]

- 登録チーム/選手等への登録メリットの充実
- JFAメンバーシップ制度における「チーム/選手」以外のカテゴリー（ファン登録(仮称)）等の整備

#### 補足説明

「都道府県止まり」・「地区止まり」・「市区郡町村協会止まり」等の登録の試行について、下記の様な実際の運用方法は、各都道府県にて決定する。

- ・ 登録の手続き(登録チーム/選手の把握等)
- ・ 登録料
- ・ チーム登録のみの導入/選手(個人)登録のみの導入
- ・ 登録メリット
- ・ 大会参加資格のルール
- ・ 懲罰関連

上記の登録チーム/選手は、あくまで都道府県以下での登録(エントリー)となるため、JFAの登録制度との繋がりは無く、JFAの登録制度・手続きへの影響は無い。

## 2006 年度「CHQ タスクフォース」補助金

「都道府県協会の組織（支部・地区協会 / 市区郡町村協会）機構改革と未登録チームの登録推進」（CHQ タスクフォース）の取り組みを推進するにあたり、JFA では 2005 年度から、「組織（支部・地区協会 / 市区郡町村協会）機構改革と未登録チームの登録推進」（CHQ タスクフォース）に関する補助金を支給させて頂いています。

2006 年度は、いよいよ各都道府県協会での改革のスタートとなることから、2006 年度・2007 年度に限定し、「CHQ タスクフォース」としての取り組みを積極的に推進して頂くため、下記の内容にて補助金を支給させて頂きます。

### 1. 補助金額(予算)

各都道府県協会へ、上限 100 万円として支給する（北海道協会のみ、他の JFA 補助金を参考に、4 協会分として上限 400 万円支給する）。

申請書に必要経費の予算を記入。

年度終了後、支出に関する「実績報告書」を提出。

支出実績額が、上記の申請補助金額に満たなかった場合は、差額を返金。

補助金の支払は、4 月中旬に補助金額確定後、5 月末日に銀行振込。

本補助金は、「CHQ タスクフォース」としての取り組みを 2006 年度・2007 年度において積極的に進めて頂くためのものであり、2 年間限定とする。

### 2. 補助金の対象となる取り組み

#### 1) 組織機構改革

都道府県協会は、過去に実施したアンケート調査の結果（都道府県協会での分析結果・JFA での分析結果）等を充分参考にした上で、CHQ タスクフォースの策定した組織に関する方針に基づき、自協会に適した内容を検討し、下記の用途を参考に補助金を使用する。

都道府県協会から支部・地区協会 / 市区郡町村協会への年間運営費補助

都道府県協会から支部・地区協会 / 市区郡町村協会への登録還元金

都道府県協会から支部・地区協会 / 市区郡町村協会への事業委託金

支部・地区協会 / 市区郡町村協会の未登録チームの大会等参加費・登録費補助等

都道府県協会と支部・地区協会 / 市区郡町村協会との会議費・交通費補助等

その他

#### 2) 未登録チームの登録推進

都道府県協会は、過去に実施したアンケート調査の結果（都道府県協会での分析結果・JFA での分析結果）等を充分参考にした上で、CHQ タスクフォースの策定した登録に関する方針に基づき、自協会に適した内容を検討し、下記の用途を参考に補助金を使用する。

上記 1) の支部・地区協会 / 市区郡町村協会への各種支出

未登録チームを対象にした事業の経費

未登録チームの団体等を対象にした会議の会議費・交通費補助等

未登録チームの団体等への事業委託金・運営費補助

2006年度・2007年度の「チャレンジFA制度」において「CHQタスクフォース」に関連する取り組みをしている協会には、本補助金とは別に、「チャレンジFA」に関する補助金を従来通り支給する。但し、「CHQタスクフォース」の補助金に関しては、「チャレンジFA」の取り組み内容・補助金額と重複するものについては、支給しない。

## CHQタスクフォース 活動報告(メンバー・関連会議)

### 1. CHQタスクフォース メンバー

- 1) チーフ : 澤村哲郎 (JFA 常務理事)
- 2) メンバー : 鈴木重男 (チャレンジFA 北海道協会副会長)
- 3) " : 千田俊和 (チャレンジFA 岩手県協会事務局長)
- 4) " : 渡辺正次 (チャレンジFA 山口県協会事務局長)
- 5) " : 渡部知之 (チャレンジFA 愛媛県協会常任理事)
- 6) " : 安田一男 (東京都協会会長)
- 7) " : 中野登美雄 (神奈川県協会常務理事)
- 8) " : 山本紘一 (神奈川県協会理事 / 横浜協会専務理事)
- 9) " : 桑原勝義 (静岡県協会専務理事)
- 10) " : 中桐俊男 (兵庫県協会常務理事)
- 11) " : 松山高士 (鹿児島県協会事務局長)

### 2. CHQタスクフォース ミーティング 実績

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 第1回：2004年10月13日 | 第7回：2005年3月30日  |
| 第2回：2004年11月12日 | 第8回：2005年7月26日  |
| 第3回：2004年12月21日 | 第9回：2005年12月1日  |
| 第4回：2005年1月27日  | 第10回：2006年2月23日 |
| 第5回：2005年2月18日  | 第11回：2006年3月23日 |
| 第6回：2005年3月11日  |                 |

### 3. 9地域説明会議(JFA/都道府県協会) 実績

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 北海道：2005年5月22日 | 関西：2005年4月24日 |
| 東北：2005年5月9日   | 中国：2005年5月21日 |
| 関東：2005年5月28日  | 四国：2005年4月23日 |
| 北信越：2005年4月9日  | 九州：2005年5月8日  |
| 東海：2005年4月29日  |               |

以上

本資料に関するお問い合わせ先

(財)日本サッカー協会 CHQ  
 chq@jfa.or.jp  
 TEL : 03-3830-1812 / FAX : 03-3830-1818  
 鈴木徳昭 / 貝瀬智洋